

安心!

# 自動車共済

団体割引適用



2023年1月1日以後始期契約が対象となります

- 人身傷害における入通院定額給付金(傷害一時金)の導入
- 車両共済:車対車危険限定特約の補償の拡大
- 「事故・故障時」と「ロードアシスタンス」の代車費用特約を統合
- 新車割引率の見直し
- 運転者限定特約の見直し(運転者本人限定を新設)
- 等級別割引・割増率の改定

医労連共済

2023年1月1日改定版

# ご加入にあたって(必ずお読みください)

## ●加入できる方●

### ○医労連の組合員

※1台目の新規加入時のみ、利用料1,000円が必要となります。

### [5等級以下の方の加入について]

- 他の自動車保険（共済）から切り替える場合、乗り入れ時の等級が5等級以下となる方の加入については別途手続きが必要です。（3等級以下は引受不可）
- 加入手続きを行う前に必ず医労連共済にご連絡ください。（お引き受けできない場合もございますので、前契約の満期日よりゆとりをもってご連絡ください。）

### [重複契約]

自動車共済は自動車1台ごとを引受単位とし、同一の自動車に複数の契約を結ぶことはできません。

- ◆なお、酒気帯び・酒酔い・暴走運転等・不法行為による事故がある場合は、等級の如何に関わらず契約のお引き受けをお断りすることがあります。

## ●加入できる車●

○組合員・配偶者、またはその同居<sup>(※1)</sup>の親族（組合員の別居扶養親族を含む）が使用・所有<sup>(※2)</sup>する次の自家用自動車

- ①自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車
- ②自家用（軽四輪・小型）貨物車
- ③自家用普通貨物車 [最大積載量0.5トン以下・0.5トントン超2トン以下]
- ④キャンピング車
- ⑤二輪自動車
- ⑥原動機付自転車

●キャンピング車とは、「車検証（自動車検査証）」で、「用途」が「特種」で、かつ「車体の形状」が「キャンピング車」の車両が該当します。

◆その他、労働組合の車については、お問い合わせください。

### ※1「同居」とは

- 同一家屋に居住していれば足り、同一生計や扶養の有無は問いません。  
●単身赴任は、別居として取扱います。  
●就学のために下宿している子は、住民票記載の有無にかかわらず別居として取扱います。

### ※2「使用・所有」に以下も含みます。

- 所有権留保条項付き売買契約により購入。
- リース業者から1年以上を期間とする貸借契約により借り入れ、かつ自ら使用する自動車。

## 医労連自動車共済のしくみ

医労連自動車共済は、全国5つのエリア（北海道・東北・関東・中部・西日本）に分け、それぞれの地域の自動車共済協同組合を引受組合とし連携して実施しています。

医労連共済を通じて、  
契約者の勤務地に対応する  
**自動車共済協同組合に加入**  
していただくことを  
原則としています。

### 西日本自動車共済協同組合 (西自共) 092-441-5901

大阪府・兵庫県・京都府・和歌山県・滋賀県・奈良県  
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県  
香川県・徳島県・高知県・愛媛県  
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・  
大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

### 中部自動車共済協同組合 (中部自共) 052-872-1222

愛知県・岐阜県・三重県  
福井県・石川県・富山県

### 北海道自動車共済協同組合 (北自共) 011-721-5233

### 東北自動車共済協同組合 (東北自共) 022-264-1188

青森県・岩手県・宮城県・  
秋田県・山形県・福島県

### 関東自動車共済協同組合 (関自共) 045-201-8833

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・  
茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・  
長野県・山梨県・静岡県

## 契約手続き 契約の流れ

各単組・支部を窓口に、医労連共済を通じて、各エリアの自動車共済協同組合に団体契約にて契約をします。

共済証書は直接、組合員（契約者）の自宅あてに郵送になります。

# 医労連共済の基本補償

基本補償は対人・対物・人身傷害の3つ  
(車両共済は任意で加入できます)

## ●こんな時に! 自動車共済がサポートします●

人をはねてしまった!  
相手にケガをさせた!

### 対人賠償共済

P2

自分がケガをした!  
同乗している人がケガをした!

### 人身傷害共済

P2~4

他人の車やものを  
壊してしまった!

### 対物賠償共済

P2

ご契約のお車が  
壊れた!

### 車両共済 (オプション) P5~6

## 相手方への賠償

### 対人賠償共済 (人身事故)

自動車事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負うとき、自賠責共済(保険)で支払われる額をこえる部分について共済金をお支払いします。

示談交渉  
サービス付

**無制限**

### 対物賠償共済 (物損事故)

自動車事故で他人の財物(車、電柱、家屋など)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うとき、共済金をお支払いします。

示談交渉  
サービス付

**無制限**

**2,000万円**

**1,000万円**

自動  
セット

### 被害者救済費用特約

自動運転システムの不具合や第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合に被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定した時、または、被共済自動車の運転者が心神喪失等による責任無能力者で法律上の損害賠償責任がなかったと認める場合に、被害者を救済するための費用として共済金をお支払いします。

#### ●人身事故：

対人賠償共済の共済金額を限度

#### ●物損事故：

対物賠償共済の共済金額を限度

## ご自分への補償

※ご自身及びご家族・同乗者への補償です。

### 人身傷害共済

限度額	<b>1億円</b>	いずれかを選択
	<b>5,000万円</b>	
	<b>3,000万円</b>	

搭乗中+車外

搭乗中のみ

+ いずれかを選択

### 入通院定額給付金10万円

(傷害一時金)

※入通院日数5日以上

自動セット



+ 入通院定額給付金10万円

(傷害一時金)

※入通院日数5日以上

自動セット

+ 特約

### 入通院定額給付金 対象外特約

※定額給付金(傷害一時金)を対象外とすることもできます。

## ご自分への 補償

# 人身傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷したとき、  
ご契約いただいた共済金額を限度に損害を補償します。

### ①ご自身の過失分も補償

契約車両に搭乗中の方（運転者も含む）の交通事故により死傷された場合の損害を補償します。ご自分の負担分（過失相当分）を含めて、この共済で補償します。

●過失割合 相手50%：契約者50% → ●人身傷害共済（ご契約金額1億円）をご契約いただくと



### ②入通院定額給付金（傷害一時金）

入通院日数が**5日以上**となった場合**10万円**

### ③面倒な示談交渉は不要です

自動車共済が、先にまとめて補償（共済金をお支払い）しますので、事故の相手との面倒な示談交渉にわざわざされません。（この場合、相手への請求権は自動車共済に移動します。）

例：総損害額1億円の事故で、相手との過失割合がご契約者50%：相手方50%だった場合（ご契約金額は無制限）



◆もちろん、事故当初から損害額をすべて「人身傷害」に請求せず、加害者に損害賠償請求をし、示談後に過失相殺された差額分を人身傷害共済に請求することもできます。

※ケガの治療には健康保険などの制度を利用させていただきます。

※総損害の認定は自動車共済約款にもとづき自動車共済協同組合が行います。

※労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

#### 自動 セット

対人賠償・対物賠償とも  
**示談交渉サービス**

人身事故・物損事故とも、  
相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は

## 自動車共済協同組合

にお任せください。

お客様に法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができないことがあります。



# 人身傷害共済選べる補償タイプ

契約車両に「搭乗中」の場合のみが基本補償です。

自動車事故でお支払いの対象となる事故の範囲は、補償タイプ（下表）により異なります。

共済金をお支払いする事故	ご契約のお車に搭乗中の方①～⑤	記名被共済者およびご家族①～④	
	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	「他の自動車」に搭乗中の事故でケガをした	歩行中や自転車などを運転中に自動車にはねられた
補償タイプ			
基本補償 ご契約車搭乗中のみ	●	✗	✗
基本補償 + 人身傷害車外事故特約	●	●	●

※被共済者が、ご契約のお車以外の次の自動車に搭乗中または運転中の事故は補償の対象外となります。

- 1.記名被共済者、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族が所有または主に使用する自動車
- 2.記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが、自ら所有または主に使用する自動車を運転中の事故
- 3.用途車種が「二輪自動車」または「原動機付自転車」
- 4.自動車検査証の自家用・事業用の別欄に「事業用」と記載されている自動車（運転中のみ）

重複注意



## 人身傷害車外事故特約

ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。

（法人契約を除きます）

人身傷害共済で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

複数台契約がある場合、1台の車にセットしておけば「+人身傷害車外事故特約」での補償は同居の家族、別居の未婚の子全体がカバーされます。

### 対象となる方

- ①記名被共済者
- ②記名被共済者の配偶者
- ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方



# 車両共済(大切なお車が事故で壊れてしまったら…)

※二輪・原付は除く

ご希望により、基本補償にセットすることができます。

事故や災害等により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の2タイプからお選びいただけます。

## 一般車両(フルワイド)

充実の  
サポート

自損事故も含め事故全般について  
補償します。

## 車対車危険限定(セキュリティー)

お手頃な  
掛け金で  
安心

相手が確認できる車との事故に加え、自然災害  
やあて逃げ、動物との接触も補償します。

共済金をお支払いする損害							
一般車両(フルワイド)	●	●	●	●	●	●	●
車対車危険限定(セキュリティー)	●	NEW 2023年1月	NEW 2023年1月	×	×	×	×

共済金をお支払いする損害							
一般車両(フルワイド)	●	●	●	●	●	●	×
車対車危険限定(セキュリティー)	●	●	●	●	●	●	×

◆2タイプともタイヤのみの損害(ただし、火災・盗難の場合を除く)は対象となりません。

◆相手に過失のある自動車事故の場合は、相手の車の対物賠償共済(保険)だけでは足りない自分の車の修理費用が補償されます。  
(損害額-免責金額)-(回収金のうち免責金額を超える額)=お支払い共済金

◆車両共済の掛け金はその都度、算出します。ご希望に応じ、見積りを出します。等級、車種、年式などにより車両共済を引き受けできない場合がありますので、ご了承ください。

◆「窓ガラス破損」は、「飛来中または落下中の他物との衝突」または「いたずら」の補償に含みます。

## 車両共済セットの補償・特約

自動  
セット

### 車両全損時諸費用補償

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車が全損※となった場合に、全損時諸費用共済金(ご契約の車両共済金額の10% (20万円限度)、または10万円のいずれか高い額)をお支払いします。

※お車を修理できない場合、または修理費用が車両共済金額以上となる場合をいいます。



特約

### 車両全損時諸費用倍額払特約

二輪・原付は除く

新車に買い替える際に、諸費用が車両全損時諸費用の共済金の上限である20万円を超過するケースが考えられるため、共済金を2倍にしてお支払いします。





特約

## 代車費用特約

二輪・原付は除く

「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」を統合し、代車費用特約として1本化します。支払限度日数は、事故・故障ともに15日とします。なお、これを事故のみ30日に延長する特約を併せて設定します。

修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間のレンタカー費用をお支払いします。

- ①ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつロードアシスタンス特約のお支払い対象となるレッカーケン引された場合
- ②事故によりご契約のお車に損害が生じ修理工場に入庫して修理する場合
- ③お車が盗難された場合

## 代車費用特約

対象車種	限度額(日額)	掛金	対象期間
1,500cc以下・軽四乗用車・ 軽四貨物車・小型貨物車	5,000円	4,040円	15日限度 かつ 事故発生日 などの翌日 から1年以内
2,500cc以下	7,000円	5,660円	
2,500cc超・キャッシング車 普通貨物車(0.5t超2t以下・0.5t以下)	10,000円	8,080円	

## 代車費用延長特約

特約	対象期間	追加掛金
事故のみ	対象期間を 30日限度に 延長する特約	1,430円
		1,990円
		2,850円

ロードアシスタンス  
宿泊移動費用特約

特約

二輪・原付も対象となります

事故・故障でもOK! **掛金 260円**

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となりレッカーケン引された場合に、発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用をお支払いします。

**宿泊費用 1名につき1万円限度**

走行不能となった場所から最寄りのホテルなどに臨時に宿泊した1泊分の費用をお支払いします(飲食代や通信費は除く)。

**移動費用 1名につき2万円限度\***

走行不能となった場所からお住まいや目的地などに移動するための費用をお支払いします。

\*タクシー・レンタカーご使用の場合は1台に対し2万円を限度とします。

**引取費用 限度額は15万円まで**

修理完了後に、合理的な経路および方法で車の引き取りに要した、往路1名分の交通費(レンタカーは除く)。限度額は15万円まで。

ロードアシスタンス特約の運搬費用のお支払い対象となり、お車が走行不能でレッカーや運搬された場合に限ります。

自動  
セット無過失事故に  
関する特則

相手側に100%過失がある事故で、等級ダウンしません。

追突された場合などで、お客さまに過失が無く、相手自動車等が確認された場合、ご自分の車両共済をご利用しても、等級はダウンしません。

二輪・原付は除く

## 適用例

①次の事故で自動車共済協同組合がお客さまに過失がないと判断した場合

- ・追突された
- ・センターラインオーバー車にぶつけられた
- ・信号が、自車が青で相手車が赤
- ・駐車又は停車中にぶつけられた

②ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合。

③自動運転システムの不具合や第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつ、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合。

④自動運転中に偶然の事故が発生した場合。(道路運送車両法第41条に定める自動運転)

# 自動車共済ロードサービス

24時間365日  
事故・故障・トラブル時も安心

ロードサービスの対象・全車種(二輪・原付も対象)

## ロードサービス専用デスク

受付  
対応  
24時間  
365日  
携帯からもOK!

0120-80-6324

\*自動車共済ロードサービスは、提携会社「株式会社プライムアシスタンス」により提供しています。

自動  
セット

### ロードアシスタンス特約

自動  
セット

#### レッカーけん引



レッカーけん引を行うために必要なクレーン作業を含みます。

#### 30分程度の応急処置\*

##### バッテリー上がり時のジャンピング



共済期間中3回まで

##### スペアタイヤ交換

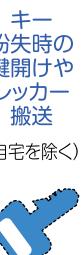


##### その他の故障対応



- 冷却水補充作業
- バリブ、ヒューズの取替など

\*部品代、消耗品(オイル・冷却水など)代等はご利用者の負担となります。



##### キー紛失時の鍵開けやレッカー搬送(自宅を除く)

#### 燃料切れ時の給油サービス



最大10リットルまで  
(ガソリン・軽油に限る)

共済期間中1回まで

\*現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。



※電気自動車等の燃料切れ時によるレッカー・けん引をロードアシスタンス特約の補償対象に追加します。



レッカーけん引+現場での応急処置 合わせて15万円まで(1回につき)

## JAF会員優遇サービス

JAF会員の方は、自動車共済ロードサービスに加えてJAFのサービスが受けられます!

自動車共済ロードサービスの内容	JAF会員	非JAF会員
事故・故障またはトラブル時のレッカーけん引・搬送	15万円限度(応急処置との合計)	15万円限度(応急処置との合計)
応急処置の際の部品代・消耗品代	7,000円限度(1共済期間中1回限り)	×
バッテリー上がり時のジャンピング	●(回数制限無し)	●(1共済期間中3回まで)
キー閉じ込み開錠	●	●
パンク時のスペアタイヤ交換	●	●
脱輪・落輪の路面への引き上げ	●	●
パンク修理	●	×
雪道、泥道、砂浜などで走行困難な状態(スタック等)からの救援	●	▲(注)
タイヤチェーンの着脱	●	×
燃料切れ時の給油サービス(最大10リットルまで)	●(1共済期間中2回限り)	●(1共済期間中1回限り)

(注)雪道または凍結路面で走行困難な状況となった場合で、雪道用のスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着している場合は対象となります。



JAF会員優遇サービスは、ご利用者がロードサービス専用デスクに連絡した場合に適用となります。

ご利用者が直接JAFに手配を行った場合は作業着工前にロードサービス専用デスクにご連絡いただいた場合のみ適用されます。  
(一部サービスについてはご自身でJAFにご連絡いただく場合があります。)

# 弁護士費用特約について

重複  
注意

特約

弁護士費用特約

## 被共済者に過失がなく、示談交渉ができない時などにお役に立ちます！

被共済者が、自動車事故により身体や所有財産への被害を受け、損害賠償請求のための被害事故弁護士費用等や被害事故法律相談・書類作成費用を負担した場合に共済金を支払います。この特約により、被共済者に責任がないため法律上自動車共済協同組合が示談交渉サービスを提供できない「もらい事故」※の時でも安心いただけます。

掛金 2,460円／年

補償金額

弁護士費用 300万円

法律相談費用 10万円

### 1 弁護士費用特約がない場合

過失0%



ご自身が  
示談交渉

過失100%



自動車共済は示談代行できないので、  
あなたの自身が示談交渉をする必要があります。

### 2 弁護士費用特約がある場合

過失0%



過失100%



弁護士が  
示談交渉



弁護士があなたの代わりに示談交渉を行うため、  
あなたの精神的な負担も大幅に軽減されます。

※「もらい事故」とは

「もらい事故」とは、契約者に過失がない事故のことです。具体的には以下のようない事故です。

信号待ち停車中に追突された事故



信号無視で走ってきた車にぶつけられた



他人の車に自宅などの所有物を壊された



対象となる方

1. 記名被共済者および配偶者・その同居の親族
2. 別居の未婚の子
3. 1~2以外の者でご契約のお車に搭乗中の方
4. 被共済自動車の所有者

ポイント

ご契約のお車に搭乗中だけでなく、歩行中の交通事故など、  
自動車に関わる事故全般が対象！(記名被共済者および家族)



複数台契約がある場合は、いずれか一台のご契約にセットされることで、ご自身や同居のご家族全員が、補償の対象となります。

### 適用上の注意

- ①弁護士等への委任や法律相談を行う前に、事前に自動車共済協同組合の同意が必要です。
- ②本特約のみの支払いがあった共済事故については、「ノーカウント事故」の取扱いになります。
- ③死亡事故などの高額事案の場合、弁護士への支払いが300万円を超えることがあります。一家で2契約弁護士費用特約をセットの場合、補償限度額が600万円(300万円+300万円)にアップします。なお、300万円までは重複契約の取扱いです。

# 傷害特約

基本賠償の「対人賠償共済」に自動的にセットされています。

自動  
セット

## 〈無共済車傷害特約〉

### 〔無共済車（無保険車）との事故のとき〕

相手方が不明・無共済（無保険）自動車との事故でご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が受けられないときに、共済金をお支払いします。

◆人身傷害共済からの支払いがある場合は、その支払額を差し引いてお支払いします。

●共済金額—無制限

●死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。

傷害の場合にはお支払いできません。

●個人契約の場合、歩行中のご家族も補償します。



自動  
セット

## 〈他車運転特約〉

★記名被共済者が個人の二輪・原付以外にセット。



2023年1月～

※他車運転特約（二輪・原付）はP12参照

ご契約者とそのご家族が他人の自動車を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対し、ご契約者の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故とみなしてご契約のお車のご契約条件で共済金をお支払いします。

借りたお車の共済契約等に優先してお支払いします。

借用車



対象となる  
方

- ①記名被共済者
- ②記名被共済者の配偶者
- ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま（婚姻歴のない方）

借用車の  
対象となる  
車

- 自家用8車種【自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車・自家用（軽四輪・小型）貨物車・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）・キャンピング車】

対象となる  
共済

- 対人賠償共済
- 対物賠償共済
- 自損事故傷害
- 人身傷害共済\*
- ご契約のお車の車両共済（契約している車の車両共済）
- 無共済車傷害特約
- 臨時費用特約

\*①～④の方が運転中の場合、対象となる方は①～④に限られます。

⑤記名被共済者・記名被共済者の配偶者・記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が、所有または主に使用する自動車は対象となりません。

## 記名被共済者の年齢区分

年齢条件を以下のいずれかに設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合とでは、共済掛金が異なります。75歳以上では、74歳以下に比べ、掛金が割高になります。

・21歳以上補償 ・26歳以上補償 ・30歳以上補償 ・35歳以上補償

※共済期間の途中で記名被共済者を別の方に変更する場合は、「変更日時点における新記名被共済者の年齢」による年齢区分を適用します。  
※記名被共済者が法人の場合、記名被共済者の年齢区分の設定はありません。

# 運転者年齢条件について

対象となる車	自家用(普通・小型)乗用車・ 自家用軽四輪乗用車・二輪自動車	全年齢・21歳以上・26歳以上・30歳以上・35歳以上
	貨物車・キャンピング車	年齢条件対象外
	原動機付自転車	全年齢・21歳以上

## 年齢条件の対象となる方

次の①～⑤までに該当する方々の中で、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。

- ①ご本人(記名被共済者)
  - ②記名被共済者の配偶者
  - ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
  - ④①～③までの業務(家事を除きます。)に従事中の使用人
  - ⑤ご契約のお車の所有者が法人で、記名被共済者がその法人の役員の場合、その法人の業務に従事中の使用人
- ※①～⑤以外の方が契約自動車を運転する場合は、年齢条件は適用なりません。(すべての年齢が対象となります)

(例)  
運転者の年齢条件を26歳以上に設定した場合



# 運転者限定特約

## 運転者本人・配偶者割引特約

お車を運転中の事故で、記名被共済者またはその配偶者の方が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

●割引率 6%



## 運転者本人限定特約

お車を運転中の事故で、記名被共済者ご本人が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

●割引率 8%



重複  
注意



# 原付バイク特約について

125cc  
以下

## ●四輪車の自動車共済契約(以下、「主契約」といいます)に原付バイク特約をセットすることができます。

★主契約の契約期間の途中で、追加したり、削除したりできます。

※1.「原付バイク」とは、総排気量125cc以下の原動機付自転車です。



### 4つの ポイント

1. 他人から **借りたバイク** での事故も補償
2. 記名被共済者だけでなく **ご家族** も対象
3. 共済金の支払いを受けても **等級ダウンなし**
4. 契約時に **バイクの特定は不要**

補償内容	相手方のケガ	相手方の車・モノの修理費用	自分のケガ	自分のバイクの修理費用
	●	●	▲ 自損事故のケガのみ 補償	×

#### ご注意

「記名被共済者やご家族※」所有のバイクを「記名被共済者やご家族※」以外の方(他人、別居の親、別居の既婚の子など)に貸した場合は補償されません。

※「ご家族」…記名被共済者の配偶者、ご自身または配偶者の同居の親族(別居の未婚の子を含む)。

## 四輪車にセットする「原付バイク特約」と、 単独の「原付」契約の違いは?



(125cc以下)

	四輪車にセットする「原付バイク特約」	原付(125CC以下)単独契約(P12)
所有形態	自己所有・借用バイクを問わず	自己所有バイク
運転者	記名被共済者、配偶者、記名被共済者または配偶者の同居の親族(別居の未婚の子も含む)	設定した年齢条件にあう方であればどなたでも
補償内容	対人・対物賠償共済 自損事故傷害特約のみ ※搭乗者傷害共済は対象となりません。	対人・対物賠償、 <b>搭乗者傷害</b> 、自損事故傷害特約、無共済車傷害特約
補償額	主契約と同じ	右ページの表、「基本賠償セットB」または「基本賠償セットC」から選択
年齢条件	主契約の運転年齢に条件にかかわらず「全年齢」のみ	「全年齢」または「21歳以上」から選択
共済金の支払を受けた場合	次年度の等級ダウンなし	次年度の等級ダウンあり
掛金	等級による割引・割増のない定額制	等級による割引・割増があります

# 二輪(125cc超)・原付(125cc以下)単独契約

◎「二輪」・「原付」の基本賠償セットBかCを選択下さい。

補償内容 [補償内容の詳しく述べはP2を参照してください]	二輪・原付	
	B	C
<b>対人賠償共済</b> [他人を死傷させたとき] <small>★示談交渉サービス付</small>	共済金額(1名につき) <b>無制限</b>	共済金額(1名につき) <b>無制限</b>
<b>対物賠償共済</b> [他人のものをこわしたとき] <small>★示談交渉サービス付</small> 相手自動車の修理費が時価額を上回る場合、超過修理費用として50万円を限度に支払われます	共済金額(限度額) <b>500万円</b> (1事故につき)	共済金額(限度額) <b>1,000万円</b> (1事故につき)
<b>搭乗者傷害共済</b> [搭乗中の方の死傷] <small>※「搭乗中の方」は運転者も含みます。</small> 1.死亡共済金……契約の共済金額 2.後遺障害共済金…後遺障害等級による 3.医療共済金「一時金払」(図1参照)	共済金額(限度額) <b>200万円</b> (1名につき)	共済金額(限度額) <b>500万円</b> (1名につき) (北海道のみ) <b>200万円</b>
<b>自動車セット</b> <b>自損事故傷害特約</b> [単独事故で死傷したとき] <small>※契約車両に搭乗中の方(運転者も含む)が単独事故により死傷され、自賠責共済(保険)金が支払われなかつたとき、共済金をお支払いします</small> 1.死亡共済金……契約の共済金額 2.後遺障害共済金…後遺障害等級による 3.医療共済金(1名100万円を限度として) 6,000円×入院日数、4,000円×通院実日数	共済金額(限度額) <b>死亡</b> <b>1,500万円</b> (1名につき)  後遺障害 <b>50万円~2,000万円</b> (1名につき)	共済金額(限度額) <b>死亡</b> <b>1,500万円</b> (1名につき)  後遺障害 <b>50万円~2,000万円</b> (1名につき)
<b>自動車セット</b> <b>無共済車傷害特約</b> [無共済車(保険)との事故のとき]	共済金額(限度額) <b>無制限</b> (1名につき)	共済金額(限度額) <b>無制限</b> (1名につき)

図1

## 医療共済金「一時金払」

- ◆傷害の状態に応じて、「医療共済金支払額基準表」に定める共済金をお支払いします。
- ◆入院・通院合計日数が4日以内の場合は、傷害の状態にかかわらず一律1万円をお支払いします。

入院・通院日数 = 5日以上 → 「医療共済金支払額基準表」に定める金額

入院・通院日数 = 4日以内 → 1万円

(注) 医療共済金のお支払いに関して、事故により生じた傷害に対して医師の治療を要すことが条件になります。

## 二輪(125cc超)・原付(125cc以下)単独契約

運転者 年齢条件	二輪自動車 原付	全年齢・21歳以上・26歳以上・30歳以上・35歳以上 全年齢・21歳以上
-------------	-------------	--

運転者限定特約は二輪・原付は対象外です。

車両の入替ができる車種区分は  
二輪→二輪、または原付→原付です。

**特約** 二輪・原付の契約に以下の特約を追加できます。

- ロードアシスタンス宿泊移動費用特約(P.6参照)
- 弁護士費用特約(P.8参照)



## 他車運転特約(二輪・原付)

ご契約者とその家族が他人の二輪もしくは原付を臨時に借用して、運転中に生じた事故による損害、傷害に対してご契約のお車(二輪もしくは原付)を運転中の事故とみなして、ご契約の条件で共済金をお支払いします。

# 割引などについて

## 新車割引

### ●対象自動車

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車

### ●適用条件

共済始期日の属する月が、被共済自動車の初度登録年月（初度検査年月）から49か月以内であること。

（注）構内専用車、型式不明車または並行輸入車など初度登録年月が不明なもの、または確認できない自動車に対してはこの割引を適用することはできません。

### ●補償種目と割引率

※適用上の注意 6(S)等級の割引率は、事故有係数適用期間が0年の場合に限ります。  
事故有係数適用期間が1年以上の場合は、「上記以外」の割引率を適用します。



#### （1）自家用普通・小型乗用車に適用

初度登録からの経過月数	等級	割引率（%）			
		対人・自損	対物	人傷・搭乗者	車両
25か月以内	6(S)等級*	34	32	41	31
	上記以外	7	11	17	8
26～49か月	6(S)等級*	30	12	35	22
	上記以外	4	4	16	6

#### （2）自家用軽四輪乗用車に適用

初度登録からの経過月数	等級	割引率（%）			
		対人・自損	対物	人傷・搭乗者	車両
25か月以内	6(S)等級*	32	28	42	27
	上記以外	5	9	18	2
26～49か月	6(S)等級*	18	14	21	16
	上記以外	2	4	15	2

## 福祉車両割引

### ●対象自動車

ご契約のお車が、消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用品及びその修理」に規定された、消費税が非課税対象となる次のいずれかの自動車であること。

- ア. 運転補助装置を装備する自動車
- イ. 車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車

### ●割引率 3%

（注）エコカー割引と福祉車両割引が両方に該当する場合は、福祉車両割引の3%を適用します。



## エコカー割引

### ●対象自動車

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車のいずれかであり、かつ、電気自動車・ハイブリッド自動車・圧縮天然ガス自動車と車検証に記載があるお車。

### ●適用条件

共済始期日の属する月が、被共済自動車の初度登録年月（初度検査年月）から13か月以内であること。

### ●割引率 3%

## ASV割引

### ●対象自動車

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車

### ●適用条件

AEB（衝突被害軽減ブレーキ）が装備された自動車。契約始期が、ご契約のお車の型式の発売年度から3年後の12月末までの間にある場合。

### ●割引率 9%

# 型式別掛金区分について

対象となる車

自家用(普通・小型)乗用車

自動車の型式ごとの事故実績に基づいた1～17の型式別掛金区分が、『対人・対物・傷害・車両』の補償ごとに設定されています。

	型式ごとの事故実績に応じて毎年見直し																
対人賠償共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
対物賠償共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人身傷害共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
車両共済	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

← 安い                                  掛    金                                  高い →

対象となる車

自家用軽四輪乗用車

自動車の型式ごとの事故実績に基づいた1～3の型式別掛金区分が、『対人・対物・傷害・車両』の補償ごとに設定されています。

	型式ごとの事故実績に応じて毎年見直し		
対人賠償共済	1	2	3
対物賠償共済	1	2	3
人身傷害共済	1	2	3
車両共済	1	2	3

← 安い                                  掛    金                                  高い →

★掛金区分は、損害保険料率算出機構が各保険会社から収集した型式ごとの損害率データをもとに決定されます。(型式別掛金区分は各損害保険会社と同様の区分となります。)

★型式別掛金区分は、毎年1月に見直しが行われます。

★対人・対物・人身傷害・車両が必ずしも同じ区分とは限りません!

契約者ご自身の事故の有無にかかわらず、掛金も毎年変動する場合があります。

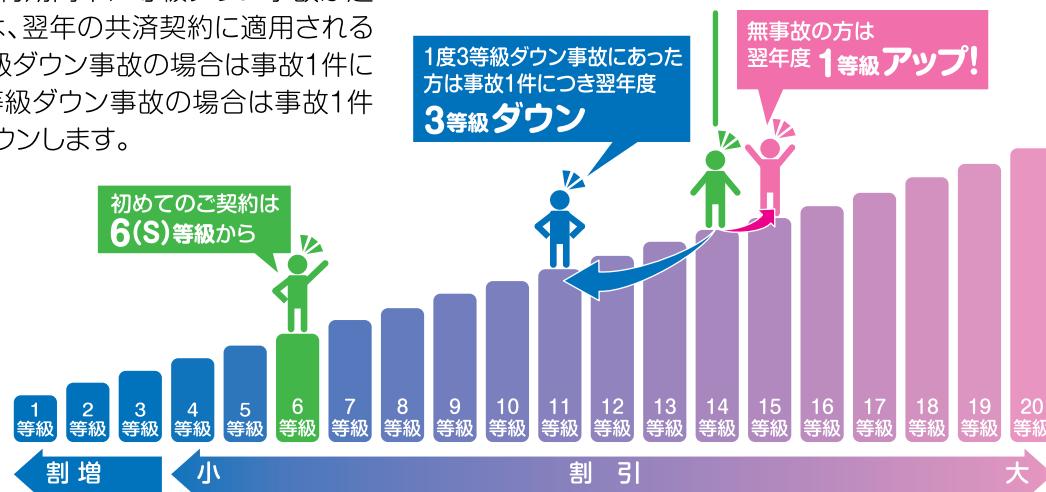


# 等級別割引・割増率制度

共済契約者の事故に応じてリスクを1～20等級に区分し、等級毎に共済掛金の割引または割増を行う制度です。車1台につき、1つの等級となります。

1年間のご契約期間中に事故がなかった場合には、翌年の共済契約に適用される等級が1つ上がります。

一方、ご契約期間中に等級ダウン事故が起きた場合には、翌年の共済契約に適用される等級は、3等級ダウン事故の場合は事故1件につき3つ、1等級ダウン事故の場合は事故1件につき1つダウンします。



## ノンフリート 等級別 (割引・割増率)

共済契約に適用する等級別係数(割引・割増率)を定めています。ご契約期間中に等級ダウン事故があった場合、翌年の共済契約に適用される割引・割増率は「事故有」の割引・割増率となります。

2022年  
12月以前

事故	等級	割 増			割 引																
		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無 事 故		64 %	28 %	12 %	2 %	13 %	19 %	30 %	40 %	43 %	45 %	47 %	48 %	49 %	50 %	51 %	52 %	53 %	54 %	55 %	63 %
事 故 有								20 %	21 %	22 %	23 %	25 %	27 %	29 %	31 %	33 %	36 %	38 %	40 %	42 %	44 %



2023年1月～

事故	等級	割 増				割 引															
		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無 事 故		108 %	63 %	38 %	7 %	2 %	13 %	27 %	38 %	44 %	46 %	48 %	50 %	51 %	52 %	53 %	54 %	55 %	56 %	57 %	63 %
事 故 有								14 %	15 %	18 %	19 %	20 %	22 %	24 %	25 %	28 %	32 %	44 %	46 %	50 %	51 %

※1等級～6(F)等級は、「無事故」の割引・割増率と「事故有」の割引・割増率が同じです。

## 他の自動車共済(保険)からの乗り入れをする場合

### 他の自動車共済(保険)からの乗り入れをする場合

- ◆他の自動車共済(保険)の等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。
- ◆前契約からの等級の引き継ぎは、前契約の契約者・ご契約のお車・事故歴の有無・記名被保険(共済)者を確認の上行います。
- ◆ご契約者本人以外の等級は、「配偶者間」「同居の親族間」で引き継ぎ可能です。
- ◆ご契約者本人、「配偶者間」「同居の親族間」以外の場合でも、5等級以下については引き継がなければならない場合があります。

## 自動車共済に加入する時、等級があるのは知っていますか？

### 事故有係数 適用期間

「事故有」の割引率・割増率を適用する期間のことを、「事故有係数適用期間」といいます。

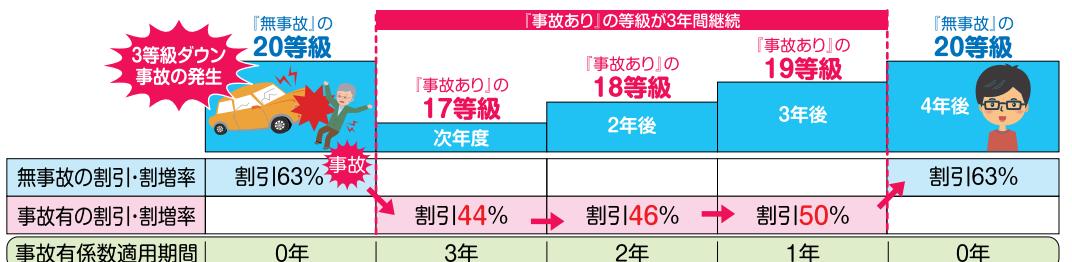
3等級ダウン事故の場合は1件につき3年間、1等級ダウン事故の場合は1件につき1年間適用されます。事故有係数適用期間は6年間を限度に積算され、1年間経過するごとに1年減算します。

#### 事故で共済金の支払いを受けた場合（未払事故・未請求事故を含みます）

##### 3等級ダウン事故の場合

事故で共済を使うと、基本は3等級ダウンします。

『事故有』の割引・割増率を3年間適用した後、『無事故』の割引・割増率に戻ります。



##### 1等級ダウン事故の場合

自然災害、盗難などでは1等級ダウンします。

『事故有』の割引・割増率を1年間適用した後、『無事故』の割引・割増率に戻ります。



## 前契約がなく、今回初めて自動車共済に加入する場合

### 今回初めて契約する場合

前契約がなく、自動車共済に初めて加入する場合は**6等級 (6S)**からとなります。 ●割増率 3%

### 複数所有新規契約……7等級 (7S) ※個人契約のみ

前契約がなく、自動車共済に初めて加入する場合で、本人または同居の親族が2台目以降の車両を購入する際に所定の条件を満たした場合は**7等級 (7S)**で加入できます。 ●割引率 38%

#### 対象となる車

自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車・自家用（小型・軽四輪）貨物車・キャンピング車・自家用普通貨物車（0.5トン以下、0.5トン超2トン以下）

#### 複数所有新規が受けられる条件

- 他の自動車保険（共済）が11等級以上である
- 記名被共済者と車の所有者が以下のいずれかに該当する
  - 記名被共済者
  - 記名被共済者の配偶者
  - 記名被共済者または配偶者の同居親族

# 記入例

## 医労連共済 自動車共済加入登録書

医労連共済本部

2023年1月改定

医労連共済 御中 パンフレット等で契約内容を確認の上、下記のとおり自動車共済に加入登録し、元受の自動車共済協同組合への契約手続きを委託します。なお、契約をする前提として下記告知内容が事実と異なる場合は、この契約が締結時より無効となることを予め同意します。  
また、前契約内容・事故の有無について他の自動車保険（共済）に確認することを承認します。

（新規）増車 申込日 2023年 2月 1日

受付番号

★[新規]増車]のどちらかに○をつけてください。「増車」は、すでに医労連自動車共済に加入されている方が2台目以降の登録をする場合です。

契約者 (組合員)	フリガナ (〒 110 - 0013) 東京都台東区入谷1-9-5				電話 (携帯) ( )	(自宅) <b>03(3876)8297</b>	
	氏名 田中 太郎	生年月日 55年 1月 1日	年齢 満43歳	押印 田中	電話 (職場) <b>03(3876)7166</b> 内線 [ ]		
単組コード <b>9048001</b> 所属組合 日本医労連				担当者			

効力発生日を記入下さい。  
〔新たに加入のとき〕で記入いただいた日時より効力が発生します。  
他の自動車保険共済から満期時に切替えるとき  
〔損保〕または「J-A共済」からの切替えのとき：効力発生日は満期日（満期日[すべて月末]の次月の1日の午前0時からとなります。前契約を解約した日が効力発生日となります。前契約の解約を証明する書類が必要となります。必ず事前にお問い合わせ下さい。〕  
〔金労連からの切替えのとき：効力発生日は満期日[すべて月末]の次月の1日の午後4時からとなります。〕  
〔他の自動車保険共済〕を契約期間途中で解約し、切り替えるとき  
前契約を解約した日が効力発生日となります。前契約の解約を証明する書類が必要となります。必ず事前にお問い合わせ下さい。

効力発生日	2023年 3月 1日 午前・午後 4時から	登録番号	品川55あ1234
契約車両	車名 (例:サニー、クラウン) ヴィッツ	仕様 (例:EXサルーン)	F
	車台番号 NHP130-111111	AEB装置	①有 ②無
付属品・価格	カーナビ 20万円	車両価格★新規購入の場合のみ	<b>150万</b>

必ずご記入ください。

契約者住所と同じ場合は丸をして下さい。

記名被共済者 (全記入欄)	★前契約からの等級の引継ぎは、前契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険（共済）者を確認の上行います。 ご契約者本人以外の等級は、「配偶者間」「同居の親族間」でしか引継げません。						
	氏名 田中 花子	生年月日 56年 1月 1日	年齢 42歳	住所 -	契約者住所と同じ		
※記入のない場合は契約者本人です。★等級はこの方の無事故実績となります。							
契約者との続柄 ①配偶者 ②同居の親 ③同居の子 ④同居のその他親族 ⑤別居の扶養の子 ⑥別居扶養のその他親族							
車両所有者	★車検証の所有者名が契約者または 記名被共済者と異なる場合に ご記入ください。						

運転者の年齢条件	<input checked="" type="checkbox"/> 35歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 全年齢								
	※記名被共済者と配偶者、同居の親族の方が適用となります。他の方は全年齢となります。 ※主に運転する方（記名被共済者）と同居親族の方の中で一番若い方が運転できる年齢条件をお選びください。 ※貨物車・キャンピング車は「全年齢」のみ、原付は「全年齢」と「21歳以上」のみ。								
運転者限定特約	<input checked="" type="checkbox"/> 有 運転者本人・配偶者限定特約（運転者を本人（=記名被共済者）およびその配偶者に限定） <input type="checkbox"/> 无 運転者本人限定（運転者を本人（=記名被共済者）に限定）								
	※貨物車・二輪・原付は設定できません。								
基本補償	四輪車	対人賠償	無制限	二輪車	自動二輪B	□原付B	□自動二輪C	□原付C	
	対物賠償	<input checked="" type="checkbox"/> 無制限	<input type="checkbox"/> 2000万円	<input type="checkbox"/> 1000万円	対人無制限	対物500万円	搭乗者傷害200万円	対人無制限	対物1000万円
人身傷害	車外事故特約	<input checked="" type="checkbox"/> 有	※契約車両に「搭乗中のみ」の場合が基本補償です。						
	共済金額	<input type="checkbox"/> 1億	<input type="checkbox"/> 5000万円	<input checked="" type="checkbox"/> 3000万円	搭乗者傷害500万円	一時金払			* (北海道のみ200万円)
	傷害一時金対象外特約	<input checked="" type="checkbox"/> 有	一時金払						

車両共済	補償タイプ →	<input checked="" type="checkbox"/> 一般車両（フルワイド） <input type="checkbox"/> 車対車+危険限定（セキュリティ）
	免責 (自己負担額)	<input checked="" type="checkbox"/> ① [1回目の事故]なし → [2回目以降の事故]10万円 <input type="checkbox"/> ② [1回目の事故]5万円 → [2回目以降の事故]10万円
1回目の事故とは1共済期間中の1回目の事故のことをいいます。		

代車費用特約	<input type="checkbox"/> 有	→支払限度日数*事故・故障とともに15日を基本 事故のみ30日に延長特約	<input type="checkbox"/> 有	代車費用日額 限度額は従来通り排気量別に設定（詳細はパンフP.6）
ロードアシスタンス宿泊移動費用特約	<input type="checkbox"/> 有	車両全損時諸費用倍額払特約	<input type="checkbox"/> 有	※車両共済に加入が条件です。
各種特約など	弁護士費用特約	<input checked="" type="checkbox"/> 有	原付特約	<input type="checkbox"/> 有

重要告知事項								
下記の事項は重要な告知事項です。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。（記名被共済者が契約者と異なる場合には、記名被共済者へもご確認のうえ正しく記載してください。）								
前契約 および 加入歴	①過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (なしの場合②、ありの場合③の項目を記入)							
	②過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がない場合 今回初めて自動車共済をご契約される方で、ご自身または同居の親族が、今回ご契約のお車以外に医労連共済または他の自動車保険（共済）に自動車保険契約（11等級以上）がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（複数所有新規） 中断証明書を発行した契約がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（中断特則）							
	③①の契約期間内に事故はありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 事故件数 0 件 上記事故時保険（共済）使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故日 年 月 日							

様式 : 2023-01-11

原付特約：  
他の保険（共済）から切替える方は、前契約にこの特約が不要の場合を除くご記入下さい。  
忘れずに「有」にすでに、この特約が不要の場合を除くご記入下さい。

個人情報の取り扱いについて								
この共済契約のお申込みに際してお客様よりご提供いただいた情報につきましては、共済制度の健全な運営とお客様に対するサービスのご提供のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■共済契約の引受け（審査を含みます。）、共済金の支払い、その他共済契約の履行および付帯サービスの提供</li> <li>■再共済契約の締結または再共済の受領等のため、再共済契約締結先に対する再共済契約上必要な情報の提供</li> <li>■共済事故の調査（関係先に対する照会等を含みます。）</li> <li>■当組合の自動車共済事業に付帯する事業の案内・提供</li> <li>■当組合の自動車共済事業に付帯する事業の市場調査および研究・開発</li> </ul>								

前契約および加入歴を記入して下さい。  
万、「前契約（または加入がない）と偽って申込みをされた場合、告知義務違反となり共済金は支払われませんので、ご注意下さい。  
☆この欄は非常に重要な項目です。必ずご記入下さい。

# 医労連共済 自動車共済加入登録書

医労連共済本部

2023年1月改定

医労連共済 御中

パンフレット等で契約内容を確認の上、下記のとおり自動車共済に加入登録し、元受の自動車共済協同組合への契約手続きを委任します。なお、契約をする前提として下記告知内容が事実と異なる場合は、この契約が締結時より無効となることを予め同意します。  
また、前契約内容・事故の有無について他の自動車保険（共済）に確認することを承認します。

新規 増車 申込日 20 年 月 日

受付番号

★新規増車のどちらかに○をつけてください。「増車」は、すでに医労連自動車共済に加入されている方が2台目以降の登録をする場合です。

契約者 (組合員)	住所 (〒) _____					電 話 (携帯) (職場) 内線[ ]	(自宅) ( ) ( ) ( ) ( )
		フリガナ	生年月日	年齢	押印		
氏名	S H 年月日	満歳		所属組合		担当者	
単組コード							

効力発生日	20 年 月 日 午前・午後 時から	登録番号
契約車両	車名 (例: サニー、クラウン)	仕様 (例: EXサルーン)
	車台番号	AEB装置
	付属品・価格	① 有 ② 無
車両価格 ★新規購入の場合のみ		

記名被共済者 (主に使用する者)	★前契約からの等級の引継ぎは、前契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険（共済）者を確認の上行います。 ご契約者本人以外の等級は、「配偶者間」「同居の親族間」でしか引継げません。						
	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	(〒) _____	(契約者住所と同じ)	
		S H 年月日	歳	住所			
※記入のない場合は契約者本人です。★等級はこの方の無事故実績となります。							
契約者との続柄 ① 配偶者 ② 同居の親 ③ 同居の子 ④ 同居のその他親族 ⑤ 別居の扶養の子 ⑥ 別居扶養のその他親族							
車両所有者	★車検証の所有者名が契約者または記名被共済者と異なる場合にご記入ください。						
氏名	フリガナ	(契約者と異なる場合の間柄)					

運転者の年齢条件	<input type="checkbox"/> 35歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 全年齢
※記名被共済者と配偶者、同居の親族の方が適用となります。他の方は全年齢となります。	
※主に運転する方（記名被共済者）と同居親族の方の中で一番若い方が運転できる年齢条件をお選びください。	
※貨物車・キャッシング車は「全年齢」のみ、原付は「全年齢」と「21歳以上」のみ。	
運転者限定特約	<input type="checkbox"/> 有 運転者本人・配偶者限定特約（運転者を本人（=記名被共済者）およびその配偶者に限定） <input type="checkbox"/> 有 運転者本人限定（運転者を本人（=記名被共済者）に限定）
※貨物車・二輪・原付は設定できません。	

基本補償 四輪車	対人賠償	無制限	二輪・原付	<input type="checkbox"/> 自動二輪B <input type="checkbox"/> 原付B <input type="checkbox"/> 自動二輪C <input type="checkbox"/> 原付C
	対物賠償	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> 2000万 <input type="checkbox"/> 1000万		対人無制限 対物500万円 搭乗者傷害200万円 一時金払
	人身傷害	車外事故特約 <input type="checkbox"/> 有 *契約車両に“搭乗中のみ”の場合が基本補償です。		対人無制限 対物1000万円 搭乗者傷害500万円 *(北海道のみ200万円) 一時金払
	共済金額	<input type="checkbox"/> 1億 <input type="checkbox"/> 5000万 <input type="checkbox"/> 3000万		
	傷害一時金対象外特約	<input type="checkbox"/> 有		

車両共済	補償タイプ	<input type="checkbox"/> 一般車両（フルワイド） <input type="checkbox"/> 車対車+危険限定（セキュリティ）
	免責 (自己負担額)	<input type="checkbox"/> ① [1回目の事故]なし [2回目以降の事故]10万円 <input type="checkbox"/> ② [1回目の事故]5万円-[2回目以降の事故]10万円
1回目の事故とは1共済期間中の1回目の事故のことといいます。		

代車費用特約	<input type="checkbox"/> 有 → 支払限度日数*事故・故障ともに15日を基本 事故のみ30日に延長特約	<input type="checkbox"/> 有 代車費用日額 限度額は従来通り排気量別に設定（詳細はパンフP.6）
--------	--	---

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約	<input type="checkbox"/> 有	車両全損時諸費用倍額払特約	<input type="checkbox"/> 有	※車両共済に加入が条件です。
各種特約など	弁護士費用特約	<input type="checkbox"/> 有	原付特約	<input type="checkbox"/> 有

重要 告知事項			
下記の事項は重要な告知事項です。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。（記名被共済者が契約者と異なる場合には、記名被共済者へもご確認のうえ正しく記載してください。）			
前契約 および 加入歴	①過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (なしの場合②、ありの場合③の項目を記入)		
	共済組合（保険会社）名		
	適用等級および事故有期間	等級 年	始期日： 年 月 日
	②過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がない場合 今回初めて自動車共済をご契約される方で、ご自身または同居の親族が、今回ご契約のお車以外に医労連共済または他の自動車保険（共済）に自動車保険契約（11等級以上）がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（複数所有新規） 中断証明書を発行した契約がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（中断特則）		
	③①の契約期間内に事故はありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故件数 件 上記事故時保険（共済）使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故日 年 月 日		

しきみ／基本補償  
人身傷害  
車両共済／特約  
ロードサービス／弁護士費用特約  
傷害特約／年齢条件運転者限  
バイク／二輪原付  
割引／掛金区分  
等級別割引／割増率制度  
記入例／加入登録書  
記入例／見積り依頼書  
見積り依頼書／繰返し請求／免責事由

## 記入例

### もよりの労働組合への 見積り 依頼方法

下記の「見積り依頼書」に  
必要事項をご記入下さい。  
また、右の書類が必要です。

- ①「車検証」のコピー。
- ②現在加入の「保険証券」もしくは「満期通知書」のコピー。  
(他の保険から切り替え、または\*複数所有新規7等級の場合)
- \*今回初めて自動車共済を契約する方で、ご自身または同居の親族が他の車を  
所有し、他の自動車保険(共済)で11等級以上の契約がある場合。

医労連自動車共済

見積り申込日

20 年 月 日

# 見積り依頼書

FAX先はこちら  
**03-3876-8263**

### 依 見 積 り 額 方 法

見積り依頼書に必要事項をご記入の上、車検証のコピー・現在加入の保険証券の写しおよび満期通知書(他の保険から切り替えまたは複数所有新規7等級の場合)とともにFAXしてください。見積書を作成の上FAXします。

<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 増車	<input type="checkbox"/> 車両入替
--	-----------------------------	-------------------------------

入替前の車の登録番号・車名

単組コード	9 0 4 8 0 0 1	TEL	0 3 - 3 8 7 6 - 8 2 9 7	担当者
所属組合名	日本医労連	FAX	0 3 - 3 8 7 6 - 8 2 6 3	

組合員名	田中 太郎				
主に運転する方の 名前	田中 花子				
生年月日	(S) 56 年 1 月 1 日	年齢	42 歳		
契約者との続柄	① 配偶者 ② 同居の親 ③ 同居の子 ④ 同居のその他親族 ⑤ 別居の扶養の子 ⑥ 別居扶養のその他親族				
車 名	ヴィッツ	※必ず記入 下さい	登録番号(車のナンバー)		
初度登録年月	令和1年10月	※必ず記入 下さい	型 式	NHP130	※必ず記入 下さい
車台番号				仕 様(グレード)	F
車両価格	150 万円			A E B 装置	(有) (無)
付属品 品名				付属品価格	万円
ハイブリッド・電気自動車	(有) (無)			福祉車両	(有) (無)

運転者の年齢条件 ※主に運転する方と同居親族の方の中で一番若い方が運転できる年齢条件をお選びください。  35歳以上  30歳以上  26歳以上  21歳以上  全年齢 ※貨物車・キャンピング車は「全年齢」のみ、原付は「全年齢」と「21歳以上」のみ。

運転者限定特約 ※主に運転する方が基準です。  
※貨物車・二輪・原付は設定できません。 \*運転者本人・配偶者限定特約  有 \*運転者本人限定特約  有

基本 補 償	対人賠償	無制限	二輪 ・ 原付	<input type="checkbox"/> 自動二輪B	<input type="checkbox"/> 原付B	<input type="checkbox"/> 自動二輪C	<input type="checkbox"/> 原付C
	対物賠償	<input checked="" type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> 2000万円 <input type="checkbox"/> 1000万円		対人無制限	対物500万円	搭乗者傷害200万円	搭乗者傷害500万円
	人身 傷害	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>※契約車両に「搭乗中のみ」の場合が基本補償です。</small>		一時金払	一時金払	*(北海道のみ200万円) 一時金払	
	車外事故特約 共済金額	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>※契約車両に「搭乗中のみ」の場合が基本補償です。</small>					

車 両 共 済	タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 一般車両(フルワイド) <input type="checkbox"/> 車対車+危険限定(セキュリティ)
	免責 (自己負担額)	<input checked="" type="checkbox"/> [1回目の事故]なし [2回目以降の事故]10万円 <input checked="" type="checkbox"/> [1回目の事故]5万円 [2回目以降の事故]10万円

※1回目の事故とは、1共済期間中の1回目の事故のことをいいます。

代車費用特約	<input type="checkbox"/> 有 → 支払限度日数*事故・故障ともに15日を基本 事故のみ30日に延長特約	<input type="checkbox"/> 有	代車費用日額	限度額は従来通り排気量別に設定 (詳細はパンフP.6)

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約  有 車両全損時諸費用倍額払特約  有

各種特約  弁護士費用特約  有 原付バイク特約  有

## 重 要 事 項 必 ず ご 記 入 を !

前 契 約 お よ び 加 入 歴	①過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がありますか? (契約車両と同一の契約、または、車両入替前の他の自動車の契約など)	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (なしの場合②、ありの場合③の項目を記入)
	共済組合(保険会社)名 ○×損害保険会社	始 期 日: 2022 年 3 月 1 日
	適用等級および事故有期間 10 等級 0 年	解約日・解除日: 2023 年 3 月 1 日
	②過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がない場合 主に運転する方または同居の親族が他の車を所有し、医労連共済 または他の自動車保険で11等級以上の契約がありますか? 中断証明書を発行した契約がありますか?	<input type="checkbox"/> あり 7等級 (複数所有新規) <input type="checkbox"/> なし 6等級 (前契約なし) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (中断特則)

該当する自動車保険の証券(証券)  
の写しをご提出ください。

③ ①の契約期間内に事故はありますか?  
上記事故時保険(共済)使用

※この依頼書の内容等は共済事業のみ使用し、他に使用することはいたしません。

# 見積り依頼書

FAX先はこちら  
03-3876-8263

依  
見  
積  
り  
方  
り

見積り依頼書に必要事項をご記入の上、車検証のコピー・現在加入の保険証券の写しおよび満期通知書(他の保険から切り替えまたは複数所有新規7等級の場合)とともにFAXしてください。見積書を作成の上FAXします。

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 増車	<input type="checkbox"/> 車両入替	入替前の車の登録番号・車名
-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---------------

単組コード		TEL	担当者
所属組合名		FAX	

組合員名					
主に運転する方の名前	★前契約からの等級の引継ぎは、前契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険(共済)者を確認の上行います。 ご契約者本人以外の等級は、「配偶者間」「同居の親族間」でしか引継げません。				
契約者との続柄	<input type="radio"/> 配偶者 <input type="radio"/> 同居の親 <input type="radio"/> 同居の子 <input type="radio"/> 同居のその他親族 <input type="radio"/> 別居の扶養の子 <input type="radio"/> 別居扶養のその他親族				
車名	<input type="checkbox"/> 必ず記入下さい		登録番号(車のナンバー)		
初度登録年月	年	月	<input type="checkbox"/> 必ず記入下さい	型式	<input type="checkbox"/> 必ず記入下さい
車台番号	仕様(グレード)				
車両価格	万円	A E B 装置	<input type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	
付属品	品名	付属品価格			万円
ハイブリッド・電気自動車	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	福祉車両			<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

運転者の年齢条件	※主に運転する方と同居親族の方の中で一番若い方が運転できる年齢条件をお選びください。 <input type="checkbox"/> 35歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 全年齢 ※貨物車・キャッシング車は「全年齢」のみ、原付は「21歳以上」のみ。				
運転者限定特約	※主に運転する方が基準です。 ※貨物車・二輪・原付は設定できません。 <input type="checkbox"/> 運転者本人・配偶者限定特約 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 運転者本人限定特約 <input type="checkbox"/> 有				

基本補償	対人賠償	無制限			<input type="checkbox"/> 自動二輪B <input type="checkbox"/> 原付B <input type="checkbox"/> 自動二輪C <input type="checkbox"/> 原付C  二輪・原付  対人無制限 対物500万円 搭乗者傷害200万円 一時金払	
	対物賠償	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> 2000万円 <input type="checkbox"/> 1000万円				
	人身傷害	車外事故特約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		共済金額	<input type="checkbox"/> 1億円 <input type="checkbox"/> 5000万円 <input type="checkbox"/> 3000万円			
	傷害一時金対象外特約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

車両共済	タイプ	<input type="checkbox"/> 一般車両(フルワイド) <input type="checkbox"/> 車対車+危険限定(セキュリティ)			
	免責 (自己負担額)	<input type="checkbox"/> [1回目の事故]なし → [2回目以降の事故]10万円 <input type="checkbox"/> [1回目の事故]5万円 → [2回目以降の事故]10万円			

代車費用特約	<input type="checkbox"/> 有	支払限度日数*事故・故障ともに15日を基本	<input type="checkbox"/> 代車費用日額 限度額は従来通り排気量別に設定 (詳細はパンフP.6)
	<input type="checkbox"/> 無	事故のみ30日に延長特約	

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約		<input type="checkbox"/> 有	車両全損時諸費用倍額払特約	<input type="checkbox"/> 有
-------------------	--	----------------------------	---------------	----------------------------

各種特約	<input type="checkbox"/> 弁護士費用特約	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 原付バイク特約	<input type="checkbox"/> 有
------	----------------------------------	----------------------------	----------------------------------	----------------------------

## 重 要 事 項 必 ず ご 記 入 を !

前契約および加入歴	①過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がありますか? (契約車両と同一の契約、または、車両入替前の他の自動車の契約など)					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (なしの場合②、ありの場合③の項目を記入)
	共済組合(保険会社)名					始期日: 年 月 日
	適用等級および事故有期間					解約日・解除日: 年 月 日
	②過去13か月以内に満期を迎えた契約または解約・解除された契約がない場合 主に運転する方または同居の親族が他の車を所有し、医労連共済 または他の自動車保険で11等級以上の契約がありますか?					<input type="checkbox"/> あり 7等級(複数所有新規)の写しをご提出ください。 <input type="checkbox"/> なし 6等級(前契約なし)
中断証明書を発行した契約がありますか?					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(中断特則)	
③①の契約期間内に事故はありますか? 上記事故時保険(共済)使用					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故件数 件 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 事故日 年 月 日	

\*この依頼書の内容等は共済事業のみ使用し、他に使用することはいたしません。

# 見積り依頼・お申し込み

1

医労連共済ホームページから  
見積りができます

<http://www.iro-kyosai.jp>

2

P19の見積り依頼書を  
医労連共済へFAXして下さい

FAX 03-3876-8263

## お申し込みの方法

共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由) 注意喚起情報(P.22)、  
その他の重要事項(裏表紙)をよくお読みください。

### ご準備ください。

①新規加入の場合 →「自動車共済加入登録書(P.18)」

①見積りの場合 →「見積り依頼書(P.20)」

②加入する車の車検証(自動車検査証)のコピー

なお、排気量の小さいバイクで「車検証(自動車検査証)」のない場合、市町村の発行する「標識交付証明書」または「原動機付自転車登録書」のコピー。

#### ●他の自動車保険(共済)から切り替える場合

③保険証券のコピーおよび満期通知[ウラ・オモテ]のコピー

契約者名・記名被保険(共済)者・等級・事故有係数適用期間・証券番号・契約期間等がわかるもの。

#### ●複数所有新規 7等級に該当する場合

④自動車共済証書(保険証券)のコピー

今回初めて自動車共済を契約する方で、ご自身または同居の親族が他の車を所有し、他の自動車保険(共済)で11等級以上の契約がある場合は、その自動車共済証書。

※掛金見積りご希望の場合見積り依頼書および上記必要書類をFAXしてください。

### 自動車共済加入登録書に必要事項を記入・捺印。

#### 告知事項

(前契約および加入歴)を  
必ずご記入ください。

万一、「前契約(または加入歴)がない」と偽って申込をされた場合、告知義務違反となり共済金は支払われませんので、ご注意ください。この欄は非常に重要な項目です。

#### 医労連共済へ

①②③④を送付。

(③④は該当する方のみ)

お急ぎの場合は、電話で確認後、①②③④をFAXし、郵送[○月○日FAX済み]と記載してください。

見積り書は医労連共済で作成後、各単組・支部あてにFAXします。

### ◆掛金は年払いのみとなります。

※1年契約となります。満期の1か月前までには労働組合に継続用紙を郵送します。

# 継続手続き

★1年契約です。毎年継続手続きが必要です。

★満期月の1ヵ月前までに所属組合宛に継続書類を送付します。  
所属組合よりご契約者本人へご案内します。

★ご契約内容がご意向に沿つたものであることをご確認いただいた上で、  
ご記入・ご捺印の上、満期日までに医労連共済にご提出ください。

自動車共済の場合、  
満期解約でも、  
継続用紙の返送が  
必要です!



## 共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由) 注意喚起情報

次の損害またはケガに対しては共済金をお支払いできません。

なお、詳細につきましては普通共済約款・特約条項の「共済金を支払わない場合」をご覧ください。

補償種類	共済金をお支払いできない主な場合
各補償共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦争、外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質などにより生じた損害</li> <li>○地震・噴火・津波により生じた損害</li> <li>○お車を競技もしくは曲技のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害 など</li> </ul>
対人賠償共済・対物賠償共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご契約者、被共済者の故意により生じた損害(対人・対物賠償共通)</li> <li>○次のいずれかの方を死亡またはケガをさせたことにより、被共済者に生じた損害(対人賠償共済)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・記名被共済者、被共済者のご父母、配偶者もしくはお子さま</li> <li>・ご契約のお車の運転者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま</li> <li>・被共済者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用者</li> <li>・被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用者(ただし、被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります)。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合には補償される場合があります。</li> </ul> </li> <li>○次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物をこわしたことにより、被共済者に生じた損害(対物賠償共済)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・記名被共済者、被共済者のご父母、配偶者もしくはお子さま</li> <li>・ご契約のお車の運転者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま</li> </ul> </li> <li>○台風・洪水・高潮による損害(対人・対物賠償共通)</li> <li>○被共済者が事故の相手など第三者と約定することにより加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害(対人・対物損害賠償共通) など</li> </ul>
人身傷害共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被共済者の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害・ケガ</li> <li>○酒気帯びの状態または無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ</li> <li>○極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ など</li> </ul>
車両共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失により生じた損害</li> <li>○消防または避難に必要な処置以外の国または公共団体の公権力行使により生じた損害</li> <li>○詐欺または横領により生じた損害</li> <li>○タイヤの単独損害</li> <li>○酒気帯びの状態または無免許などで運転中に生じた損害</li> <li>○お車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗による損害、または故障損害</li> <li>○お車に定着されていない付属品の単独損害(火災を除きます。)</li> <li>○法令などにより禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害 など</li> </ul>

### 契約期間中に変更がある場合

- 住所変更
- 車の買い換え
- お子さまの運転免許取得
- ご家族の同居・別居など

自動車共済  
「契約内容変更依頼書」を  
ご提出ください。



### 廃車・譲渡・海外赴任などで 車を手放される方へ

ご契約のお車の廃車・譲渡・返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航等に伴い一時的にご契約を中断された場合、手続きをして「中断証明書」を発行することができます。解約前に医療連共済までご連絡ください。

●中断証明書の有効期限10年



### 自動車の入れ替え

契約車両を別の車に入れ替えたときは、遅滞なく、車両入替の手続きが必要です。「契約内容変更依頼書」と入れ替え後の車の「車検証(コピー)」を医療連共済に送付してください。



## 24時間事故受付

## 自動車事故の連絡先

北海道 フリーダイヤル **0120-252924**

東 北 フリーダイヤル **0120-246250**

関 東 フリーダイヤル **0120-898819**

中 部 フリーダイヤル **0120-365625**

西 日本 フリーダイヤル **0120-242365**

### 事故処理体制 について

各自動車共済協同組合の地域の支部あるいは各地域のサービスセンターに専門の職員があり、この職員が親切に事故処理にあたります。必要な場合には顧問弁護士も含めて示談交渉にあたりますのでご安心ください。

- 示談交渉サービス: 対人賠償事故・対物賠償事故の場合、被害者の同意の上、示談交渉サービスを行います。
- 一方的な被害事故でも、親切に相談・アドバイスを行います。



## 万一、事故が起きたら

負傷者の救護  
**119番**

警察へ連絡  
**110番**

事故状況をメモ  
(相手の確認)

事故受付  
ダイヤルへ連絡

※事故現場で示談・約束はせずに、早期に自動車共済協同組合までご連絡してください。

※次の項目はメモをしておきましょう。

- ①事故の発生日時
- ②事故の発生場所
- ③相手方の住所・氏名・連絡先
- ④相手車の登録番号
- ⑤届出の警察署名・担当警察官の氏名
- ⑥目撃者の住所・氏名・連絡先

### その他の 重要事項

- 医療連共済は、各自動車共済協同組合との代理所委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして医療連共済とご縛結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、各自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。
- 自動車共済は、「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- 自動車共済協同組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかつたときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。
- このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものであります。なお、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また詳しくは、医療連共済または自動車共済協同組合におたずねください。

取扱代理所：医療連共済

みんなでつくる 大きな安心

# 医療連共済

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4F TEL03-3876-8297 FAX03-3876-8263 (FAX24時間受付)  
<http://www.iro-kyosai.jp/>

### 自動車共済のお問い合わせ

電話: 平日9:30~17:30  
FAX: 24時間受付



**0120-160625**